

南相馬市条例第 号

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市みらい育成修学資金条例（平成 30 年南相馬市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（返還債務の当然免除） 第 14 条 【略】 2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。 (1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第 12 条第 6 項の規定に基づき市長が定めた期間内に看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。<u>ただし、別表第 1 の 2 看護師等修学資金の規定に定める、看護師等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金の貸付けを受けた場合は、貸付けを受けた期間に 1 年を加えた期間（最長 6 年）、指定医療機関等において看護師等の業務に従事したとき。</u> (2) 【略】 3 【略】 4 市長は、介護福祉士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護福祉士等修学資金の返還の債務を全部	（返還債務の当然免除） 第 14 条 【略】 2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。 (1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第 12 条第 6 項の規定に基づき市長が定めた期間内に看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。 (2) 【略】 3 【略】 4 市長は、介護福祉士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護福祉士等修学資金の返還の債務を全部

免除するものとする。

(1) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において貸付けを受けた期間に相当する期間、介護福祉士等の業務に従事したとき。ただし、別表第1の4介護福祉士等修学資金の規定に定める、介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金の貸付けを受けた場合は、貸付けを受けた期間に1年を加えた期間、市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事したとき。

(2) 【略】

別表第1（第3条関係）

1 【略】

2 看護師等修学資金

区分	貸付額
【略】	
看護師等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額 <u>66,000円</u> 以内
【略】	

3 【略】

4 介護福祉士等修学資金

区分	貸付額
【略】	
介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額 <u>66,000円</u> 以内
【略】	

免除するものとする。

(1) 介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第12条第6項の規定に基づき市長が定めた期間内に介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において貸付けを受けた期間に相当する期間、介護福祉士等の業務に従事したとき。

(2) 【略】

別表第1（第3条関係）

1 【略】

2 看護師等修学資金

区分	貸付額
【略】	
看護師等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額 <u>55,000円</u> 以内
【略】	

3 【略】

4 介護福祉士等修学資金

区分	貸付額
【略】	
介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額 <u>55,000円</u> 以内
【略】	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行日以後の貸付けの申請から適用し、同日前の貸付けの申請については、なお従前の例による。